

○佐伯市広告入り公用封筒の取扱基準

(趣旨)

第1条 この要領は、佐伯市広告料収入事業実施要綱(平成19年佐伯市告示第73号。以下「要綱」という。)の規定に基づき、広告入り公用封筒の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「公用封筒」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 送付用封筒 国、地方公共団体、個人及び法人等へ書類を送付するための封筒
- (2) 窓口用封筒 市役所庁舎等の窓口に備え置く来庁者が書類を入れるための封筒

(無償提供者の範囲)

第3条 封筒に広告を掲載し、公用封筒を無償提供するもの(以下「無償提供者」という。)は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)及び個人とする。

(掲載広告の範囲)

第4条 公用封筒に掲載できる広告は、要綱第5条に定めるところによる。

(公用封筒の規格等)

第5条 公用封筒の規格は、次のとおりとする。

- (1) 角形2号封筒(送付用封筒)
 - (2) 長形3号封筒(送付用封筒)
 - (3) 角形A4号封筒(窓口用封筒)
 - (4) 前各号に定めるもののほか、市長が指定する封筒
- 2 公用封筒には、市長が指定する内容(市章、市の事業内容、本庁舎及び振興局の住所並びに電話番号等)を印刷しなければならない。
- 3 公用封筒の紙の厚さ、色、広告の内容及び印刷位置は、市長と無償提供者が協議のうえ決定するものとする。

(公用封筒の数量)

第6条 公用封筒の数量は、市長と無償提供者が協議のうえ決定するものとする。

(無償提供者の募集)

第7条 無償提供者の募集は、市報及び佐伯市公式ホームページ等において行うものとする。

(無償提供の申込み)

第8条 公用封筒の無償提供の申込みをするものは、公用封筒無償提供申込書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 法人等にあつてはその法人等の概要に関する説明書(任意様式、会社案内パンフレット等の使用可)
- (2) 個人にあつては身分証明書
- (3) 佐伯市税完納証明書(佐伯市へ市税納付義務を有する場合であり、かつ佐伯市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合に限る。)
- (4) 法人の登記事項証明書(法務局で発行した履歴事項全部証明書。なお、法人であり、かつ佐伯市競争入札参加資格者名簿に登録がない場合に限る。)
- (5) その他、市長が指定する書類

(無償提供者の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、提案内容等について審査し、無償提供者を決定する。

2 市長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、公用封筒の無償提供審査結果通知書(様式第2号)により、当該決定の内容を申込者に通知するものとする。

(協定書の締結)

第10条 市長は、前条の規定に基づき無償提供者の決定をしたときは、公用封筒の作成及び無償提供に関して、無償提供者と協定書を取り交わすものとする。

(公用封筒の作成及び提供)

第11条 無償提供者は、第6条の規定により決定した数量の公用封筒を、市長が指定する期日までに提供するものとする。

2 公用封筒は、無償提供者の責任及び負担において作成するものとし、広告主又は第三者との間に問題が生じたときは、無償提供者がその解決にあたるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、公用封筒の提供方法等については、市長と無償提供者が協議のうえ定めるものとする。

(無償提供決定の取消し)

第12条 市長は、前条の規定に違反したとき、又は要綱第7条に該当する場合は、公用封筒の無償提供の決定を取り消すことができる。

(無償提供の中止)

第13条 無償提供者は、自己の都合により封筒提供期間の終了前に公用封筒の提供を中止しようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により無償提供を中止した場合における既納の公用封筒は、返還しない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

(補則)

第 15 条 この基準に定めるもののほか、公用封筒の作成及び無償提供に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

1 この基準は、令和 8 年 1 月 28 日から施行する。